

(第十八部)

第二回参議院決算委員会會議録第十二号

(二二六)

昭和二十三年五月二十一日(金曜日)午後二時七分開會

本日の會議に付した事件

○國家行政組織法案(内閣送付)

○委員長(下條康實君) 只今から決算委員会を開きます。前會に引續きまして、國家行政組織法案につきましても、いろいろ御審議を煩わしいと思ひますが、先程衆議院の決算委員長が見えまして、この問題は極めて重大な問題でありまして、各方面の意見を聞いて審議の參考にした方が妥當であるといふようなお考えで、その案として、公應會は時間があるから、證人、學者とか官公組、實業家や相當の老練な行政官、新聞社といふような方面から、一名乃至二名くらい、最低五、六名程度来て貰つて、十分に批判をして貰ふといふことがよくはないかといふような提案でありました。來週の水曜日の午後くらいはどうかと、こゝろいふような御意見を伺つたのですが、皆様の御意見は如何でしょうか。

○吉川末次郎君 大變結構だと思ひますが、國家公務員法案の公應會のときの證人の選擇が、一部において非常に偏してゐるというやうな評もありましたから、そういう誇りがなくいふように委員長の方で大體の御人選を願へれば、決定までにこの委員会御披露を一度願つて御了解を願つたらいいと思ひます。

○委員長(下條康實君) 今衆議院から候補者を出して参つております。學者

として早稲田の吉村正君、東大の田中二郎君、元官吏の入江俊郎君が適當じやないかと言つて來ております。その他官公組や新聞関係の方はまだ候補者は出ておりません。御趣旨を體しまして十分に選考いたしますから、御意見がありましたらどうぞ願ひます。

○岩崎正三君 これは勢組などに直接影響がありますから、官公組などから出したらどうです。

○下條康實君 そういふ人選などは一つ御意見を伺つて御參考にしたいと思ひます。

○堀真琴君 今岩崎君のお話のやうに、官公組から出て貰ふことに私も賛成です。官公組方面ではこの問題に對して非常に關心を持つておるのでありまして、各省の勢組でも相當検討しておるやうであります。ですから官公組の代表を一人、二人、二人は無理かと思ひますが、一人で結構ですから、是非お入れ願ひたいと思ひます。

○委員長(下條康實君) よく分りました。それでは衆議院の合同審査會の要求に對しましてそのやうに返辭いたします。この際ちよつと申上げて置きます。堀真琴君が田中君の代りに決算委員にお加わりになりましたので、ちよつと堀真琴君を御紹介いたします。

○堀真琴君 どうぞよろしく。(拍手)

○委員長(下條康實君) それでは前會に引續き質問に入りたいと思ひます。どうぞ御遠慮なく……。

○伊達源一郎君 私は極めて初歩な質問でございますけれども、今まで出な

かつたことが多かつたので、すでに質問應答が済んでゐると思ひますが、二、三の點についてお伺ひして置きたい。

國家公務員法なるものを談しましたときに齋藤隆夫氏が出て來られて行政整理を徹底的にやるということ條件附であれを通過したやうに記憶しております。その他他省設置のときにもそのことは相當問題になつておりましたが、この法案はあれとは何ら關係のないものであります。行政整理といふことは別に御計畫が立つてゐるのであるか、それを伺ひたいのと、それからそのときのお話に、國家行政組織法でできるだけ簡單にする、簡素化を圖るのが目的である、行政整理の目的であるといふことを繰返して言われておりました。この法案は可なり行政組織を複雑化するものであつて、簡素化するものでないと思ひますが、内閣は違ひますけれどもあのときの精神實質等はどうか、これには少しも關係がないことであるかといふことを伺ひたい。

それからここに府とか省とか院とか廳とかいふちよつと一般國民に了解のしにくいやうな文字が使つてあります。そのデフイニションが與えてない。府と省はどういう理由があつて別にされるか、どういふ意味のものであるか、廳とか院とかいふものはその首腦者の名目が違うだけで外のこととはよく分らないのであります。何の必要があつてどういふわけです。いふやうになつてゐるのか、そういう

ような點を伺つて置きたいのであります。そういう各省の名目の違ひなんかはよその國にもあることであります。が、それに歴史的に止むを得ないやうな事情がそれ／＼存してゐるが、これは新たに設けるに特にさういふ省とか府とか名を違えてやらなければならぬ理由をはつきり伺つて、これからの審議の資料にしたいと思ひます。それだけ先ず一つお願ひいたします。

○國務大臣(船田幸二君) お答え申し上げます。第一の行政整理と本法案との關係であります。勿論行政整理を行わなければならぬといふことは、現内閣においてもその方針を採つておるのであります。行政調査部におきましても、その方針の案を立て、又それを閣議でも検討いたしまして著々その準備を整へてゐる次第であります。この國家行政組織法そのものが行政組織の原則を法律的に定めようといふ趣旨のものであります……。

○委員長(下條康實君) 速記を止め

午後二時十六分速記中止

午後三時四十六分速記開始

○委員長(下條康實君) 速記を始め、本日はこれにて散會いたします。午後三時四十七分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 康實君
理事 西山 龜七君
山下 義信君

委員

國務大臣

國務大臣

政府委員

總理廳事務官

(行政調査部

總務部長)

前田 克己君

五月十九日本委員會に左の事件を付託された。

一、電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案(第五十二號)

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律

電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四號)は、これを廢止する。

文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八號)の一部を次のやうに改正する。

第六條第七號中、「電波物理研

究所」を削る。

3 電氣試験所官制(大正七年勅令第二百十九號)の一部を次のように改正する。

第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ觀測所」に改め、同條第二項として次のように加える。

前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第五百十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

附 則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に屬する施設は、これを電氣試験所に移管する。

五月十九日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、經濟警察法案(豫第六十五號)

經濟警察法案

第一章 中央經濟警察廳

第一條 內閣總理大臣の管理の下に、中央經濟警察廳を置く。

中央經濟警察廳は、物資の生産、配給及び消費並びに物價(貨金を除く。)に關する經濟統制の施行を確保するため、左の事務を掌る。

一 經濟統制の施行の確保に關する全國並びに管區經濟警察廳及び地方經濟警察廳の各管轄區域における計畫の立案に關する事項

二 經濟法令(別表第一に掲げる

法令及び政令で指定される法令並びに當該法令に基き發せられた命令をいう。以下同じ。)の遵守の獎勵その他經濟法令に關する違反行為の豫防のためにする一般國民の啓蒙に關する事項

三 經濟法令に關する違反行為の調査に關する事項

四 經濟法令に關する違反行為について、警察その他の行政機關の行う豫防及び捜査に對する勸告及び協力に關する事項

五 經濟法令の規定の趣旨についての警察官及び警察吏員の啓蒙に關する事項

六 經濟法令に關する違反行為について、警察その他の行政機關の行う豫防及び捜査の状況並びにその改善についての一般的情報収集(個々の事件の捜査に關する證據についての情報収集を除く。)に關する事項

七 行政機關の行う經濟法令に關する經濟施策の實施に關する事務の調査に關する事項

八 隠匿物資の調査及び供出の促進に關する事項

第二條 中央經濟警察廳に長官一人、副長官一人、局長二人及び部長一人並びに政令の定めるところにより經濟警察官その他所要の職員を置く。

第三條 中央經濟警察廳に中央經濟警察廳官房、監査局、査察局及び物資調査部を置く。

官房及び各局部の分掌事項及び分課は、長官が、これを定める。

第四條 長官は、經濟安定本部總務長官たる國務大臣を以て、これに

充てる。

長官は、職務を統理し、部下の職員を指揮監督する。

副長官は、長官を補佐し、職務を掌理する。

局長及び部長は、經濟警察官を以て、これに充てる。局長及び部長は、上官の命を受けて、局又は部の事務を掌理する。

第五條 中央經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第六條 第一條第二項の事務に關し中央經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を圖るため、中央經濟警察廳に、中央經濟警察委員會を置く。

委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

委員長は、副長官を以て、委員は、法務廳、最高檢察廳、經濟安定本部、物價廳、建設院、中央經濟警察廳及び國家地方警察本部の官吏並びに大藏、厚生、農林、商工及び運輸の各省部内の官吏の中から、內閣總理大臣が、これを任命する。

委員會は、第一條第二項の事務について、長官に建議することが出来る。

前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、長官が、これを定める。

第二章 管區經濟警察廳

第七條 全國を八經濟警察管區に分ち、各經濟警察管區に、管區經濟警察廳を置く。

管區經濟警察廳は、內閣總理大臣の管理に屬し、當該經濟警察管

區における第一條第二項の事務を掌る。

經濟警察管區の區域及び名稱並びに管區經濟警察廳の位置及び名稱は、別表第二による。

第八條 各管區經濟警察廳に廳長一人、部長二人及び總務課長一人並びに政令の定めるところにより經濟警察官その他所要職員を置く。

第九條 各管區經濟警察廳に總務課、査察部及び査察部を置く。

總務課及び各局部の分掌事項並びに各局部の分課は、廳長が、これを定める。

第十條 廳長は、經濟警察官を以て、これに充てる。廳長は、中央經濟警察廳長官の指揮監督を受け、職務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

部長は、經濟警察官を以て、これに充てる。部長及び總務課長は、廳長の命を受けて、部又は課の事務を掌理する。

第十一條 管區經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十二條 各經濟警察管區における第一條第二項の事務に關し管區經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を圖るため、各管區經濟警察廳に、管區經濟警察委員會を置く。

委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關の職員(北海道にあつては北海道知事を含む。)及び高等檢察廳の官吏の中から、

中央經濟警察廳長官が、これを任命する。

委員會は、當該經濟警察管區における第一條第二項の事務について、廳長に建議することが出来る。

前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、中央經濟警察廳長官が、これを定める。

第三章 地方經濟警察廳

第十三條 都府縣の區域ごとに、地方經濟警察廳を置く。北海道に四以内の地方經濟警察廳を置く。

地方經濟警察廳は、內閣總理大臣の管理に屬し、當該區域における第一條第二項第一號乃至第六號及び第八號の事務を掌る。

第十四條 各地方經濟警察廳に廳長一人及び政令の定めるところにより經濟警察官その他所要の職員を置く。

第十五條 廳長は、經濟警察官を以て、これに充てる。廳長は、管區經濟警察廳長官の指揮監督を受け、職務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第十六條 地方經濟警察廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十七條 中央經濟警察廳長官は、必要と認める地に經濟警察署を置き、地方經濟警察廳の事務を分掌させることができる。

經濟警察署の長は、經濟警察官を以て、これに充てる。

經濟警察署の長は、地方經濟警察廳長官の指揮監督を受け、署務を掌り、部下の職員を指揮監督する。

二 經濟法令(別表第一に掲げる)

第四條 長官は、經濟安定本部總務長官たる國務大臣を以て、これに

管區經濟警察廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、當該經濟警察管

道にあつては北海道知事を含む、及び高等檢察廳の官吏の中から、

掌り、部下の職員を指揮監督する。

第十八條 各地方經濟警察廳の管轄區域における第一條第二項第一號乃至第六號及び第八號の事務に關し、地方經濟警察廳及び關係各廳の間の連絡調整を圖るため、各地方經濟警察廳に、地方經濟警察委員會を置く。

委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機關(都道府縣國家地方警察本部を含む。)及び地方檢察廳の官吏並びに關係各廳の吏員の中から、管區經濟警察廳長が、これを任命する。

委員會は、當該地方經濟警察廳の管轄する區域における第一條第二項第一號乃至第六號及び第八號の事務について、地方經濟警察廳長に建議することが出来る。

前四項の定めるものの外、委員會に關し必要な事項は、中央經濟警察廳長官が、これを定める。

第四章 經濟警察官の定員及び制限

第十九條 經濟警察官の定員は、全國を通じて五千人を超えてはならない。

第二十條 經濟警察官は、經濟法令に關する違反事件を調査するため必要な取調をすることが出来る。

但し、強制の處分は、この法律又は他の法律に特別の定めがある場合でなければ、これを行うことが出来ない。

經濟警察官は、前項の調査について、公務所に照會して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十一條 經濟警察官は、經濟法令に關する違反事件を調査するため必要があるときは、適當な裁判所の裁判官から臨検、搜索又は差押の許可状を受けることができる。

前項の許可状の請求は、經濟法令に關する違反事件があると疑うにたりる相當の理由を宣誓により明示した書面を提出して、これをしなければならぬ。

第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に關する違反事件があると疑うにたりる相當の理由があると認めるときは、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身體若しくは物件又は差押すべき物件、請求者の官職及び氏名、有効期間並びに所屬裁判所を記載し且つ自己の氏名を記し、押印をした許可状を經濟警察官に交付しなければならぬ。この場合において、違反嫌疑者の氏名及び理由となつてゐる違反事實が明らかとなるときは、裁判官は、これらの事項をも記載しなければならぬ。

經濟警察官は、第一項の許可状を他の經濟警察官に交付して、臨検、搜索又は差押をさせることができる。

經濟警察官は、第一項の許可状に基き臨検、搜索又は差押をするときは、許可状の執行に従う警察官又は警察吏員を同行しなければならぬ。

經濟警察官は、差押及び身體に

ついでに搜索は、警察官又は警察吏員をして、これをさせなければならぬ。

第二十二條 經濟警察官は、經濟法令に關する現行犯人を逮捕する場合においては、前條第一項の許可状を受けずに、その違反現場で、臨検、搜索又は差押をすることが出来る。但し、差押をしたときは、關係人に受領書を交付し、且つ差押物件を二十四時間以内に警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。

第二十三條 經濟警察官は、職務を行うにあつては、その身分を證明すべき證票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

第二十四條 經濟警察官は、搜索をしたときは、その始終を記載し、立會人に示し、ともに署名押印しなければならぬ。立會人が署名せず又は署名押印することができないときはその旨を附記しなければならぬ。

第二十五條 經濟警察官は、經濟法令に關する違反事件を調査するため必要があるときは、適當な裁判所の裁判官の許可状を受けて警察官又は警察吏員を同行し、その者に違反嫌疑者を逮捕させることができる。

前項の許可状の請求については、第二十一條第二項の規定を準用する。

第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、經濟法令に關する違反事件があると疑うに足りる相當な理由があると認めるときは、違反嫌疑者の氏名及び住居、請求者の氏名及び官職、有効期間並びに所屬裁判所を記載し、違反事實を明示し、且つ自己の氏名を記し、押印した許可状を經濟警察官に交付しなければならぬ。

經濟警察官は、第一項の許可状を他の經濟警察官に交付し、その者に同項の權限を行わせることができる。

經濟警察官は、經濟法令に關する現行犯人がその場所にいるときは、許可状を受けずに、これを逮捕することができる。現行犯人を逮捕した場合、經濟警察官は、留置の必要のあるときは、これを警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。この場合、警察官又は警察吏員がその身柄を檢察官に送致するのは、經濟警察官が現行犯人を逮捕したときから四十八時間を超えてはならない。

第二十六條 經濟警察官は、前條第五項の規定により現行犯人を逮捕して引き渡し、又は第二十二條の規定により物件を差し押えて引き渡し、若しくは警察官又は警察吏員をして第二十五條第一項の規定により違反嫌疑者を逮捕させ、又は第二十一條の規定により物件の差押をさせたときは、事件を告發するまでは、何時でも違反嫌疑者を取り調べ、差押物件につき調査することが出来る。

經濟警察官が、現行犯人を逮捕し若しくは警察官又は警察吏員をして違反嫌疑者を逮捕させたとき、これに應じなければならない。

第三十二條 警察その他の行政機關は、第一條第二項第四號、第七條

第三十條 警察官又は警察吏員は、經濟警察官から第二十一條第五項の規定による同行を求められ、又は第二十五條第一項の規定による違反嫌疑者の逮捕を求められたときは、これに應じなければならない。

第三十一條 管區經濟警察廳長又は地方經濟警察廳長は、經濟警察官の行う經濟法令に關する違反事件の調査につき必要がある場合には、その管轄する區域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して、實力による應援を求めることができる。

都道府縣警察長又は市町村警察長は、前項の規定により應援を求められたときは、できる限り、これに應じなければならない。

第三十二條 警察その他の行政機關は、第一條第二項第四號、第七條

第三十三條 警察その他の行政機關は、第一條第二項第四號、第七條

印刷者 印刷局

[illegible]